国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和８年１１月２５日
国土交通省　九州地方整備局　武雄河川事務所

牛津川の竹採取希望者を募集します！

～採取した竹は営利目的でも使用できます～

牛津川の竹の採取希望者を下記により公募します。
竹は農業資材や燃料のほか販売目的での利用も可能です。

【採取場所】佐賀県多久市多久町（約５００㎡　竹のみ）
（牛津川左岸　高水敷２２ｋ８００付近～第二山王橋）

【公募期間】令和８年１１月２５日から令和８年１２月４日まで
（採取予定期間：令和８年１２月２８日から令和９年５月１４日まで）

【公募募集要項の入手方法】
武雄河川事務所ホームページ又は担当窓口への問い合わせ
〇武雄河川事務所ホームページアドレス
https://www.qsr.mlit.go.jp/takeo/

【担当窓口】
武雄河川事務所　管理課　維持係長　溝上
TEL:０９５４－２３－７９３４
FAX:０９５４－２３－５１７７

牛津出張所　出張所長　中島
TEL:０９５２－６６－０３１５
FAX:０９５２－６６－０３２６

※１　詳細については「牛津川河川敷竹採取公募募集要項」でご確認いただき、ご不明な点は上記の担当窓口へお問い合わせください。

※２　今回の採取区域以外で採取希望がある場合は、武雄河川事務所管理課へ問い合わせください。ただし、採取の可否については、採取箇所の調査を実施したうえで判断しますので、ご希望に添えない場合もあります。なお、調査にも時間を要する場合があります。

【記者発表に関する問い合わせ先】　国土交通省　九州地方整備局　武雄河川事務所
管理課長　宮久　公夫
ＴＥＬ：０９５４-２３-７９３４
ＦＡＸ：０９５４-２３-５１７７

【牛津川河川敷竹採取公募　募集要項】

令和８年１１月２５日

九州地方整備局　武雄河川事務所長

次のとおり、「牛津川河川敷竹採取公募」に係る採取者を募集します。

１．公募の概要

（１）名　　称：牛津川河川敷竹採取に伴う公募

（２）公募期間：令和８年１１月２５日（水）から令和８年１２月４日（金）まで

（３）場　　所：佐賀県多久市多久町
（牛津川左岸　高水敷２２ｋ８００付近～第二山王橋）

（４）採取期間：令和８年１２月２８日（月）から令和９年５月１４日（金）まで

（５）公募内容：牛津川の高水敷での竹伐採及び搬出

（６）採取区域：別紙のとおり（約５００㎡）

（７）公募理由

河川の産出物の採取許可については、河川法（昭和３９年法律第１６７号。以下「法」という。）第２５条及び河川法施行令（昭和４０年政令第１４号）第１５条第１項に規定されています。

河川産出物の採取の申請は、許可を受けようとする者が随時行うものですが、刈草や伐竹した竹については、飼料、農業資材、燃料、ほだ木等に利用されるなど地域にとって有用な材となることから、さらなる有効活用の観点から公募するものです。

２．公募に参加する者に必要な資格及び条件等

①　公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条又は第７１条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと

②　公募期間中において、会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと

③　直近１年間の税を滞納している者ではないこと

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除申請があり、当該状態が継続している

ものではないこと

※①～④の資格については企業での申請の場合に適用される。

法人又は個人については③及び④が資格条件となる。

３．応募方法

応募様式（様式－１）を下記受付期間内に下記方法にて提出すること。

提出方法：郵送（簡易書留等記録の残るものに限る。）又は持参による。

提 出 先：国土交通省九州地方整備局

武雄河川事務所管理課

〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町昭和７４５

電話　0954-23-7934

国土交通省九州地方整備局

武雄河川事務所牛津出張所

〒849-0305 佐賀市小城市牛津町大字上砥川字一本松４７－９

電話　0952-66-0315

受付期間：令和８年１１月２５日（水）から令和８年１２月４日（金）まで

※土曜日、日曜日及び祝日は除く

受付時間：８時３０分から１７時１５分まで

４．質問書の提出

質問書の提出期限は　令和８年１１月３０日（月）１７時１５分までとする。

上記期限内（必着）に質問書（様式－２）に記入の上、武雄河川事務所管理課までFAX（0954-23-5177）又は郵送にて送付すること。

回答は募集期間内にホームページにて回答する。

ただし、競争性確保の観点から、質問及び回答を公表せず、個別に回答する場合がある。

５．提出にあたっての注意事項

①　手続きに使用する言語は日本語に限る。

②　応募に要する費用は応募者側の負担とする。

６．選定者の決定方法

①　応募書類をもとに、採取に関する計画及び採取を実施する工程、採取の面積等から総合的に評価し、優れた者を選定する。

② 選定にあたっては、必要な情報収集、履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等を実施することがある。

③ なお、上記の選定の結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により申請者を選定する。

７．選定結果の通知

令和８年１２月１０日（木）の発送（簡易書留等記録の残るもの）による。

審査結果に対して疑問がある応募者は、結果通知日から１週間以内に文書により郵送又は持参により提出すること。

提 出 先：国土交通省九州地方整備局
武雄河川事務所管理課
〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町昭和７４５

８．河川法の許可手続き

決定通知を受けた者は、速やかに次の関係書類を添えて武雄河川事務所に河川法第２５条の規定に基づく竹採取の申請を行い、許可を受けるものとする。

① 申請書の提出

【河川法第２５条申請】

・河川占用許可申請書
・採取及び搬出計画
・位置図
・平面図
・河川現況写真

※申請書の提出部数は正１部、副１部の計２部とする。

② 申請書の提出期限

令和８年１２月１８日（金）１７時１５分までとする。

特段の理由なく、この期間内に申請を行わない場合は、採取者の決定を取り消すことがある。

９．採取区域とそこに生育する樹種、樹径等の情報

① 採取区域は別紙のとおり

② 竹を主体とした竹材

１０．採取条件

（１）伐竹の際は根元１０㎝ 以下の位置で切断し、枝葉も含み現場より回収して搬出すること

（２）最低１００㎡以上の採取を行うこと

※最大採取量の定めは行わないが、応募者多数の時は採取区画指定及び採取量の制限を行う場合がある。

１１．採取にあたっての注意事項

採取した竹が河川へ流出しないよう河川内には仮置きはしないこと。また、河川へ竹が流出しないよう流出防止対策を講じること。万が一、採取中に竹が河川へ流出した場合は速やかに武雄河川事務所牛津出張所へ連絡すること。

１２．採取にあたって実施すべき安全対策等（清掃、交通整理等）の内容

① 道路を横断する場合は、交通整理員を配置すること

② 作業において、泥汚れや竹片の散乱等が発生した場合は清掃を実施すること

③ 降雨がある場合は作業を行わないこと

④ 作業においては、関係法令等を遵守すること

１３．作業環境

① 進入路の幅員：３ｍ程度（上空等に障害物はありません）

② 出入り口：堤防道路との接続有り

③ 仮置場：有り

※作業に伴う道路環境は別紙を参照

１４．自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の取り扱い及び河川管理者の指示による中止の扱い

（１） 河川管理者が、河川利用者や許可を受けた者の事故を未然に防止する観点から平常時の巡視等において、採取の実施時期を把握する。その結果に基づいて、必要に応じて、許可を受けた者に適切な指導を行う場合がある。

（２） 許可を受けた者が竹を採取するにあたって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐採した竹の搬出時に周辺に迷惑をかけることのないように指導する場合がある。

（３） 採取は許可を受けた者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は許可を受けた者の責任において行わなければならない。また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可を受けた者から速やかに通報を求め、適切に対応するよう指示する場合があ

る。なお、河川管理施設に対する損害については、河川法第１８条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第６７条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求めることがある。さらに河川管理者から指示があった場合には、無償で採取を停止することとする。

１５．採取料徴収

河川法第２５条の許可を受けた者は、河川法第３２条の規定に基づく佐賀県流水占用料等徴収条例により、佐賀県から採取料（占用料）を徴収されることがある。

１６．完了報告及び履行確認

許可を受けた者は、採取に着手するとき及び完了したときは、河川管理者に報告を行うこと。

完了報告後、履行状況や許可条件の遵守状況について確認を行い、必要がある場合は、許可を受けた者に対して指導を行う場合がある。指導を行ってもなお、許可条件を守らない場合は、許可を取り消す場合がある。このような場合や、採取不履行と考えられる場合には、以降の公募において、申請者の選定から除外する場合がある。

１７．説明会

説明会は行わないものとする。

１８．決定通知の取消し

公募において示した参加資格のない者の申請又は資料に虚偽の記載をした者の申請は決定通知を取り消す場合がある。

様式－１

応　募　様　式

九州地方整備局　武雄河川事務所長　　あて

氏　　名　　印

（会社名）

住　　所

電 話 番 号

FAX 番　号

メールアドレス

公募資料の内容を確認了承のうえ、

令和８年１１月２５日付けで公募された牛津川河川敷竹採取について応募します。

記

１．採取を希望する竹の使用用途

（　　）

２．採取に関する計画（予定）

① 作業予定期間：　　月　　日　　～　　月　　日　（のうち　日間）

② 作業実施者：１日あたり　　人で実施

③ 伐木方法

④ 搬出方法

⑤ 必要な竹の量　　概ね　（□ｔトラック　台分　　㎥）

３．採取を実施する工程

４．安全対策の実施内容（清掃、交通整理員の配置など）

５．参加資格の確認（以下の項目に該当しないことを確認のうえ、□にチェックを入れること）※法人又は個人の場合は③、④のみ記入

□①公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条又は第７１条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でない。

□②公募期間中において、会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。

□③直近１年間の税を滞納している者ではない。

□④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除申請があり、当該状態が継続しているものではない。

様式－２

令和　　年　　月　　日

ＦＡＸ：０９５４－２３－５１７７

国土交通省　武雄河川事務所
管理課　あて

牛津川河川敷竹採取に関する質問書

令和８年１１月２５日付けで公募された六角川水系牛津川河川区域内の竹採取について、質問書を提出します。

質問内容

氏名：

住所：

電話番号：

メールアドレス：

牛津川河川敷竹採取箇所

別紙



＜公募型竹採取箇所＞

■場所：牛津川左岸 高水敷22k800付近～第二山王橋　約500m2

■採取範囲：赤着色内（竹のみ）